

熊本市一般廃棄物（ごみ）収集運搬業許可事務要綱

制定	平成10年11月25日	環境保全局長決裁
改正	平成16年4月1日	環境保全局長決裁
	平成18年4月1日	環境保全局長決裁
	平成19年4月1日	環境保全局長決裁
	平成21年9月1日	環境保全局長決裁
	平成22年3月23日	環境保全局長決裁
	平成25年1月15日	ごみ減量推進課長決裁
	平成25年8月2日	ごみ減量推進課長決裁
	平成26年3月7日	ごみ減量推進課長決裁
	平成28年4月1日	ごみ減量推進課長決裁
	平成31年2月26日	環境局長決裁
令和	4年6月20日	環境局長決裁
令和	6年12月1日	環境局長決裁
令和	7年7月24日	事業ごみ対策課長決裁

（趣旨）

第1条 この要綱は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第7条第1項及び第7条の2第1項に規定する一般廃棄物収集運搬業（ごみ）の許可及び変更の許可の事務に関して必要な事項を定めるものとする。

（許可の対象者）

第2条 前条の許可の対象となる者は、次に掲げる要件を満たしていかなければならないこととする。

- (1) その事業計画が熊本市の一般廃棄物処理計画に適合していること。
- (2) 市内に住所（法人の場合は、主たる事務所又は営業所（以下「事務所等」という。））を有していること。
- (3) 市内に収集運搬車両の車庫を有していること。
- (4) 収集運搬車両の洗車場所を有していること。
- (5) 収集運搬車両は、産業廃棄物収集運搬業に使用する車両と別の車両であること。
- (6) 収集運搬車両は、本市以外の区域における一般廃棄物収集運搬業に使用する車両と別の車両であること。
- (7) 収集運搬車両（貨物車両）を2台以上有しており、そのうちの1台以上は機械式塵芥車であること。
- (8) 申請者（法人の場合は、代表者又は業務を行う役員若しくは使用人）が過去5年以内に公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが行う産業廃棄物の収集運搬に関する講習を修了していること。
- (9) 申請者（法人の場合は、代表者又は業務を行う役員若しくは使用人）が法第7条第5項第4号イからルまでのいずれにも該当していないこと。
- (10) 申請者が本市市税を滞納していないこと。

（事前協議書）

第3条 新規に法第7条第1項の許可を受けようとする者は、許可を受けようとする年度の前年度の11月末日までに一般廃棄物（ごみ）収集運搬業新規許可申請事前協議書（様式第1号。以下「事前協議書」という。）を市に提出しなければならないこととする。

2 市は、事前協議書の内容が前条第1号から第10号までの規定のいずれかに適合していないと認められるときは、その旨を事前協議書の提出者に通知するものとする。

（事務手順）

第4条 法第7条第1項の許可に関する事務は、毎年度、次の各号に示すとおり実施する。

- (1) 事前協議書の受理 4月1日から11月末日まで
- (2) 許可申請説明会の通知 1月上旬
- (3) 許可申請説明会 1月下旬
- (4) 許可申請受付 2月上旬
- (5) 書類審査 2月上旬～3月上旬
- (6) 車両等の検査 2月中旬～3月上旬

- (7) 許可審査会 3月上旬
- (8) 許可証交付 3月下旬
- (9) 許可日 4月1日

(許可申請説明会)

第5条 法第7条第1項の許可又は当該許可の更新に伴う申請を行おうとする者は、前条第3号に規定する許可申請説明会に参加しなければならないこととする。

(許可の申請)

第6条 法第7条第1項の許可又は当該許可の更新を受けようとする者は、別表第1に示す書類を記載する順番で取りまとめ、提出しなければならないこととする。

2 法第7条の2第1項に規定する変更の許可を受けようとする者は、別表第2に示す書類を記載する順番で取りまとめ、提出しなければならないこととする。

(車両等の検査)

第7条 熊本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則(平成2年規則第65号。以下「条例規則」という。)

第4条第1項の規定に基づき市長が行う検査は、車両、車庫、洗車場及び事務所等について、市が指定する日に行うものとする。

2 車両の検査の適合基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 車両の両側と後部に収集運搬業者名(法人の場合は名称、個人の場合は屋号等とする。)が表示されていること。
- (2) 一般廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭又は汚水が漏れるおそれのないように整備されていること。
- (3) 機械式塵芥車でないときは、シート及びロープを備えていること。
- (4) 機械式塵芥車は、業務を安全かつ衛生的に行うことができるよう整備されていること。

3 車庫の検査の適合基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 収集運搬車両が全て駐車することができる面積を有していること。
- (2) 一般廃棄物の飛散、流出及び保管並びに汚水の地下浸透等がなく、清潔に保たれていること。

4 事務所等の検査の適合基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 一般廃棄物の収集運搬に関する帳簿を備え、記載し、保存していること。ただし、6年以上経過したものについては、この限りでない。
- (2) 事務所には、市の業務時間帯において、随時市が行う連絡を受信することができる体制が整備されていること。

5 第1項の検査において不備な事項があったときは、当該事項を改善し、市の指示により再検査を受けなければならないこととする。

(遵守義務)

第8条 法第7条第1項又は法第7条の2第1項の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者(以下「一般廃棄物収集運搬許可業者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならないこととする。

- (1) 熊本市域以外の区域(以下「市外」という。)において本市の許可に基づく収集運搬を行わないこと。
- (2) 一般廃棄物の収集運搬に使用する車両は、あらかじめ市に届出を行い、検査を受け、運転席及び助手席の扉に登録を受けた車両であることを証するステッカーを貼付すること。
- (3) 収集運搬車両には、一般廃棄物収集運搬業許可証の写し及び一般廃棄物収集運搬業車両証明書の写しを常時携帯しておくこと。
- (4) 市外で発生した廃棄物を、市の一般廃棄物処理施設(以下「市施設」という。)及び市長が法第7条第6項の規定に基づき許可した一般廃棄物処分業者の一般廃棄物処理施設(以下「民間施設」という。)に持ち込まないこと。
- (5) 排出者があらかじめ種類ごとに分別した廃棄物を混合して収集しないこと。
- (6) 収集運搬に伴う悪臭、騒音及び振動により生活環境保全上支障を生じないようにすること。
- (7) 一般廃棄物の積替え及び保管は行わないこと。
- (8) 車両の最大積載量を超えて積み込まないこと。
- (9) 収集運搬車両及び車庫は常に清潔に保つこと。
- (10) その他関係法令の規定を遵守すること。

(審査会)

第9条 法第7条第1項及び第16条第1項の規定に基づく法第7条の2第1項の許可は、一般廃棄物（ごみ）収集運搬業許可審査会の審査を経て行うものとする。

（一般廃棄物収集運搬許可業者が市外の指定引取場所等に特定家庭用機器再商品化法対象物を収集運搬する場合の特例）

第10条 一般廃棄物収集運搬許可業者が収集した特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号。以下「家電リサイクル法」という。）第2条第5項に規定する特定家庭用機器廃棄物（以下「特定廃家電」という。）を持ち込むことができる施設は、家電リサイクル法第17条に規定する指定引取場所又は民間施設であり、かつ、特定廃家電を処分することができる施設とする。

- 2 特定廃家電は、他の一般廃棄物と混載することのないようにして収集運搬を行うものとする。
- 3 特定廃家電は、再商品化等の妨げにならない方法で収集運搬を行うものとする。
- 4 市内で発生した特定廃家電を収集運搬するときに使用する車両については、当該特定廃家電を市外の指定引取場所に持ち込む場合に限り、第2条第6号の規定は、適用しないこととする。
- 5 前項の場合において使用する車両（既に一般廃棄物の収集運搬車両として登録された車両を含む。）については、あらかじめ市に届け出なければならないこととする。

（市内の指定引取場所に特定廃家電のみを収集運搬する場合の特例）

第10条の2 一般家庭から廃棄される特定廃家電のみを収集運搬する者が、法第7条第1項の許可を受けようとするときは、第2条第5号一及び第7号、第3条、第4条、第5条並びに第9条の規定は、適用しないこととする。

- 2 次の各号のいずれにも該当する場合は、第2条第2号、第3号、第5号、第6号及び第7号、第3条、第4条、第5条、第8条第4号並びに第9条の規定は、適用しないこととする。

（1）特定廃家電のみの収集運搬を行う場合

（2）特定廃家電を収集する区域が市外のみで、運搬先が市内の指定引取場所の場合

（引越に伴う一般廃棄物のみを収集運搬する場合の特例）

第11条 引越に伴い発生する一般廃棄物（以下「引越ごみ」という。）のみの収集運搬を行う者であって、次の各号のいずれにも該当する者が、法第7条第1項の許可を受けようとするときは、第2条第7号及び第8号、第3条、第4条、第5条並びに第9条の規定は、適用しないこととする。

- （1）引越ごみのうち、生ごみ及び液状物類を除く一般廃棄物のみの収集運搬を行う者
- （2）貨物自動車運送業法（平成元年法律第83号）第3条の規定による許可を受けた者又は同法第36条第1項の規定による届出をした者であって、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車（二輪の自動車を除く。）による運送を行う者

（ビル清掃等に伴う一般廃棄物のみを収集運搬する場合の特例）

第12条 ビル清掃等に伴い発生する一般廃棄物（以下「ビル清掃ごみ」という。）のみの収集運搬を行う者であって、次の各号のいずれにも該当する者が、法第7条第1項の許可を受けようとするときは、第2条第7号及び第8号、第3条、第4条、第5条並びに第9条の規定は、適用しないこととする。

- （1）ビル清掃ごみのうち、生ごみ及び液状物類を除く一般廃棄物のみの収集運搬を行う者
- （2）建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2の規定に基づく熊本県知事の登録を受けている者

（一般廃棄物収集運搬許可業者が特定再生資源を収集運搬する場合の特例）

第13条 一般廃棄物収集運搬許可業者が熊本市事業系一般廃棄物広域再生利用推進要綱（平成18年10月24日制定。以下「広域リサイクル要綱」という。）第3条第1項に規定する特定再生資源のうち、市外で発生した特定再生資源を市内の広域リサイクル要綱第4条第1項に規定するリサイクル施設（以下「リサイクル施設」という。）に持ち込む場合又は市内で発生した特定再生資源を市外の一般廃棄物のリサイクルを行う施設を有する一般廃棄物処分業者（法第7条第6項の規定による許可を受けた者に限る。）に持ち込む場合に限り、第2条第6号の規定は、適用しないこととする。

- 2 前項の規定において特定再生資源を収集運搬する車両（既に一般廃棄物の収集運搬車両として登録された車両を含む。）については、あらかじめ市に届け出なければならないこととする。

（特定再生資源のみを収集運搬する場合の特例）

第13条の2 次の各号のいずれにも該当する者が、法第7条第1項の許可を受けようとするときは、第2条第2号、第3号、第6号及び第7号、第3条、第4条、第5条、第8条第4号並びに第9条の規定は、適用しな

いこととする。

- (1) 特定再生資源のみの収集運搬を行う者
- (2) 特定再生資源を収集する区域が市外のみで、市内のリサイクル施設に運搬する者
(造園作業に伴う一般廃棄物のみを収集運搬する場合の特例)

第14条 造園作業に伴い発生する一般廃棄物（以下「落ち葉等」という。）のみの収集運搬を行う者であって、次の各号のいずれにも該当する者が法第7条第1項の許可を受けようとするときは第2条第2号、第3号、第5号、第7号及び第8号、第3条、第4条、第5条並びに第9条の規定は、適用しないこととする。

- (1) 造園作業に伴い発生する落ち葉等のみの収集運搬を行う者
- (2) 造園業又はそれに類似する事業を営んでいる者

3 市外で発生した落ち葉等を市内の一般廃棄物のリサイクルを行う施設を有する一般廃棄物処分業者（法第7条第6項の規定による許可を受けたものに限る。）に持ち込む場合又は市内で発生した落ち葉等を市外の一般廃棄物のリサイクルを行う施設を有する一般廃棄物処分業者（法第7条第6項の規定による許可を受けたものに限る。）に持ち込む場合に限り、第2条第6号の規定は、適用しないこととする。

4 第3項の規定において特定再生資源を収集運搬する車両（既に一般廃棄物の収集運搬車両として登録された車両を含む。）については、あらかじめ市に届け出なければならないこととする。

5 落ち葉等とは、落ち葉のほか、樹木から落下した小枝、花及び果実をいう。

6 造園作業とは、樹木のせん定作業又は庭等の維持管理のために落ち葉等を清掃する作業をいう。

（一般廃棄物収集運搬許可業者が広域処理を目的とした市外の一般廃棄物を市施設に収集運搬する場合の特例）

第15条 一般廃棄物収集運搬許可業者が、本市と一般廃棄物処理業務委託契約を締結した自治体の一般廃棄物収集運搬業の許可を有しており、広域処理を目的とした市外の一般廃棄物（以下「広域処理廃棄物」という。）を市施設に持ち込む場合に限り、第2条第6号、第8条第4号の規定は、適用しないこととする。また、本市と一般廃棄物処理業務委託契約を締結した自治体において、産業廃棄物収集運搬業に使用する車両と一般廃棄物収集運搬業に使用する車両の兼用を認めている場合には、第2条第5号の規定についても適用しないこととする。

2 前項の規定において広域処理廃棄物を収集運搬する車両（既に一般廃棄物の収集運搬車両として登録された車両を含む。）については、あらかじめ市に届け出なければならないこととする。

（広域処理廃棄物を市施設に収集運搬する場合の特例）

第15条の2 広域処理を目的として、市外で発生した一般廃棄物を市施設へと持ち込む者であって、次の各号のいずれにも該当する者が、法第7条第1項の許可を受けようとするときは、第2条第2号、第3号、第6号及び第7号、第3条、第4条、第5条、第8条第4号並びに第9条の規定は、適用しないこととする。

- (1) 本市と一般廃棄物処理業務委託契約を締結している自治体で発生する一般廃棄物の収集運搬を行う者
- (2) 前号の自治体の一般廃棄物収集運搬業の許可を有している者

2 前項第1号の自治体において、産業廃棄物収集運搬業に使用する車両と一般廃棄物収集運搬業に使用する車両の兼用を認めている場合には、第2条第5号の規定についても適用しないこととする。

（許可証等）

第16条 市長は、第7条第1項又は法第7条の2第1項の許可をした者に対して条例規則第6条に規定する許可証（以下「許可証」という。）及び別表第3に示す書類を交付し、施設（市の一般廃棄物処理施設に限る。）に持ち込む際に使用する搬入カードを登録車両ごとに貸与するものとする。

（変更許可等）

第17条 第4条第4号から第9号までの規定は、第10条の2第1項及び第2項、第11条、第12条、第13条の2、並びに第14条並びに第15条の2の規定に基づく許可を受けている者が、法第7条の2第1項の規定に基づく第2条の要件を満たす許可を受けようとするときに準用する。この場合において、同条中「法第7条第1項」とあるのは「法第7条の2第1項」と読み替えるものとする。

2 車両と車庫を変更するときは、あらかじめ市に届出を行い、その検査を受けなければならないこととする。
(業の廃止)

第18条 条例規則第9条に基づく廃止届を提出したときは、許可証及び搬入カード等を返納しなければならないこととする。

（その他）

第19条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の取扱いに関し必要な事項については、別に要領を定めるこ

とができる。

附 則

(施行日)

- 1 この要綱は、平成10年11月25日から施行する。

(既存業者に対する経過措置)

- 2 市は、この要綱の施行前に許可をした者に対しては、この要綱を渡して説明し、施行日以降の更新許可日までに業務を高度化させるものとする。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 市長は、平成29年11月30日までの間、第11条、第12条及び第13条第2項の規定に基づく許可を取得した者に対して、搬入カードを貸与しないものとする。

附 則

この要綱は、平成21年9月1日から施行する。

附 則

(施行日)

- 1 この要綱は、平成22年3月23日から施行する。

(経過措置)

- 2 鹿本郡植木町の編入の日前に旧植木町一般廃棄物（ごみ）処理業許可事務要綱（平成9年7月14日告示第52号）の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

- 3 旧鹿本郡植木町の区域のみで一般廃棄物収集運搬業を行う場合については、平成31年3月31日までの間、第2条第7号及び第8号の規定は、適用しない。

- 4 旧鹿本郡植木町の編入前の本市の区域において一般廃棄物収集運搬業を行う者は、平成31年3月31日までの間、それぞれの区域で使用する車両は、それぞれ別の車両を使用するものとする。

附 則

この要綱は、平成25年1月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年8月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年12月01日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年10月01日から施行する。

様式第1号

一般廃棄物（ごみ）収集運搬業新規許可申請事前協議書

住所				
氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）				
連絡先				
車庫の所在地				
収集運搬車両の車種及び保有台数	機械式 塵芥車	台	ダンプ トラック	台
現在の主な業務内容				
従業員数	() 人			
産業廃棄物の収集運搬に係る講習会の修了状況	修了者() 役職名() 年 月 日修了			
産業廃棄物収集運搬業及び熊本市以外の一般廃棄物収集運搬業の許可取得状況				
業務計画				
収集予定先の業種				
収集予定廃棄物の種類				
収集運搬予定量	() t／月			

(注) 1 住所は、法人にあっては、主たる事務所の所在地を書いてください。

2 氏名は、法人にあっては、名称及び代表者の氏名を書いてください。

3 連絡先は、営業所、事業所等、市と連絡を取ることができる場所を書いてください。

(別表第1)

一般廃棄物収集運搬業許可（新規・更新）申請関係

許可申請書	要綱（注7）様式第1号	<input type="radio"/>
業務実施計画書	様式第2号	
営業所・車庫・洗車場の見取り図	様式第3号	<input type="radio"/>
営業所・車庫の土地及び建物の全部事項証明書		
営業所・車庫・洗車場について権利を証する書類		<input type="radio"/>
車両一覧表	様式第4号	<input type="radio"/>
車両写真	様式第5号	<input type="radio"/>
車検証及び自動車検査証記録事項の写し		<input type="radio"/>
車両の使用権利を証する書類		<input type="radio"/>
会社の履歴事項全部証明書（注1）		<input type="radio"/>
会社定款（注2）		<input type="radio"/>
申告書	様式第6号	<input type="radio"/>
申請者の住民票（本籍の記載があるもの） 成年後見制度に登記されていないことの証明書（注3）		<input type="radio"/>
公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが行う産業廃棄物の収集運搬に関する講習会の修了証の写し（注4）		<input type="radio"/>
従業員一覧表	様式第7号	<input type="radio"/>
業務経歴書		
資金計画書	様式第8号	<input type="radio"/>
銀行の預金残高証明書及び直前2年分の所得税納税証明書及び市民納税証明書（法人の場合は、直前2年分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、法人税納税証明書及び法人市民納税証明書）		<input type="radio"/>
市税滞納有無調査承諾書	様式第9号	<input type="radio"/>
貨物自動車運送事業法第3条の規定による許可を受けた者又は同法第36条第1項の規定による届出をした者であって、道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車による運送を行う者であることを証明する書類。（注5）		<input type="radio"/>
建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2の規定に基づく登録を受けた者であることを証明する書類。（ただし、登録の有効期限が切れていないものに限る。）（注6）		<input type="radio"/>
市外の一般廃棄物収集運搬業許可証の写し		<input type="radio"/>
※ 更新の業者は、右欄に○印のついている書類だけを提出してください。		
※ 許可申請説明書をよく読み、チェック票で確認して書類をそろえてください。		
(注1) 及び (注2) については、法人の場合のみとします。		
(注3) 法人の場合は、役員、株主（出資者）、使用人（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第4条の7に規定する使用人）に係るものとします。		
(注4) 過去5年以内に修了したものであって、法人にあっては、代表者、事業場の代表者又は業務を行う役員のものに限ります。ただし、引越ごみ、ビル清掃ごみ又は落ち葉等のみを収集運搬する場合は不要。		
(注5) 引越ごみのみを収集運搬する場合。		
(注6) ビル清掃ごみのみを収集運搬する場合。		
(注7) この要綱は、「熊本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則に規定する書類の様式等を定める要綱」をいう。		

一般廃棄物収集運搬業許可変更申請関係

許可申請書	要綱(注5) 様式第3号	○
業務実施計画書	様式第2号	○
営業所・車庫・洗車場の見取り図	様式第3号	
営業所・車庫の土地及び建物の全部事項証明書		
営業所・車庫・洗車場について権利を証する書類		
車両一覧表	様式第4号	○
車両写真	様式第5号	
車検証及び自動車検査証記録事項の写し		○
車両の使用権利を証する書類		
会社の履歴事項全部証明書 (注1)		○
会社定款 (注2)		○
申告書	様式第6号	○
申請者の住民票(本籍の記載があるもの) 成年後見制度に登記されていないことの証明書 (注3)		○
公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが行う産業廃棄物の収集運搬に関する講習会の修了証の写し (注4)		○
従業員一覧表	様式第7号	○
資金計画書	様式第8号	○
銀行の預金残高証明書及び直前2年分の所得税納税証明書及び 市民納税証明書(法人の場合は、直前2年分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、法人税納税証明書及び法人市民納税証明書)		○
市税滞納調査承諾書	様式第9号	○
市外の一般廃棄物収集運搬業許可証の写し		○
※ 右欄に○印のない書類については、変更時に変更届を提出してください。		
※ 許可申請説明書をよく読み、チェック票で確認して書類をそろえてください。		
(注1) 及び (注2) については、法人の場合のみとします。		
(注3) 法人の場合は、役員、株主(出資者)、使用人(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第4条の7に規定する使用人)に係るものとします。		
(注4) 過去5年以内に修了したものであって、法人にあっては、代表者、事業場の代表者又は業務を行う役員のものに限ります。		
(注5) この要綱は、「熊本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則に規定する書類の様式等を定める要綱」をいう。		

一般廃棄物収集運搬業者への交付書類

一般廃棄物収集運搬許可証	条例規則様式第1号
車両証明書	様式第10号
許可車両ステッカー	様式第11号
収集運搬説明書	資料第1号
業務実績報告書	要綱(注1) 様式第19号
一般廃棄物(ごみ) 収集量の明細書	様式第12号
許可申請書副本	
変更届出書類	要綱(注1) 様式第23号
(注1) この要綱は、「熊本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則に規定する書類の様式等を定める要綱」をいう。	

※ 許可内容毎の許可車両ステッカー

許可内容	車両ステッカーの種類
第2条第5項、6項及び第7項の規定に該当する車両 (第10条第4項、第10条の2第1項及び第2項、第11条、第12条、第13条第1項、第13条の2、14条、第15条第1項並びに第15条の2第1項の規定に該当する車両を除く車両)	様式第11号(その1)
第10条第4項の規定に該当する車両 (特定廃家電運搬車両兼用)	様式第11号(その2)
第10条の2第1項の規定に該当する車両 (特定廃家電限定)	様式第11号(その3)
第10条の2第2項の規定に該当する車両 (特定廃家電限定)	様式第11号(その4)
第11条の規定に該当する車両 (引越しごみ限定)	様式第11号(その5)
第12条の規定に該当する車両 (ビル清掃ごみ限定)	様式第11号(その6)
第13条第1項の規定に該当する車両 (特定再生資源運搬車両兼用)	様式第11号(その7)
第10条第4項及び第13条第1項の規定に該当する車両 (特定廃家電及び特定再生資源運搬車両兼用)	様式第11号(その8)
第13条の2の規定に該当する車両 (特定再生資源限定)	様式第11号(その9)
第14条の規定に該当する車両 (落ち葉等)	様式第11号(その10)
第15条第1項の規定に該当する車両 (広域処理廃棄物運搬車両兼用)	様式第11号(その11)
第15条の2第1項の規定に該当する車両 (広域処理廃棄物限定)	様式第11号(その12)

